ハンドブック
はんどぶっく

国境を越えて移動する子どもたちの教育

保護者の皆さんに知っておいてもらいたいこと

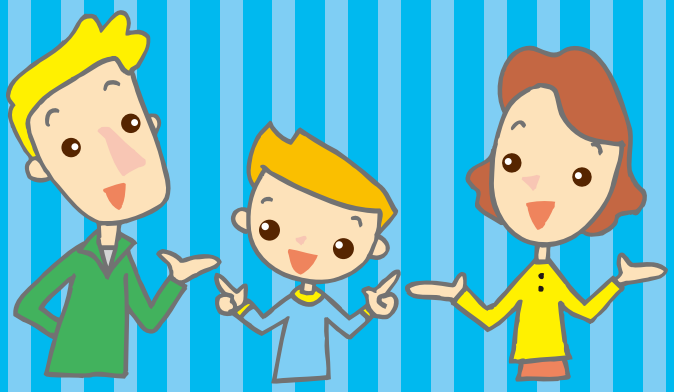

こうえきざいだんほうじんにいがたけんこくさいこうりゅうきょうかい
公益財団法人新潟県国際交流協会

はじめに

令和2年6月の法務省在留外国人統計によると、日本国内の在留外国人数は288万5,904人で、日本の総人口に対する割合は、約2.3%、つまり100人に2人は外国人ということになります。

一方、新潟県の在留外国人数は1万8,309人で、全県民の約0.8%（令和2年6月現在法務省在留外国人統計より）です。また、県内の公立学校には、国籍を問わず、日本語指導が必要な児童生徒が224名（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」より）在籍しています。全国に比べて、新潟県は外国人が多い地域とは言えませんが、外国からいらっしゃった方々にとって、日本での生活は、日々、困難の連続だと思います。

このハンドブックは、「国境を越えて移動する子どもたちの教育～保護者の皆さん、支援者の皆さんに知っておいてもらいたいこと」本編（現在は日本語版のみ）から抜粋したもので、特に、日本で生活をしていて、これから母国からお子さんを呼び寄せようと考えているお父さんやお母さん、また、すでに家族で日本に移り住んでいる方々やその支援者の皆さんに向けて、日本でお子さんを育てていくうえで知っておいていただきたい子どものことばや日本での教育などについてまとめました。いつも手元に置いて、迷ったり疑問に感じたりしたときに開いていただけたら幸いです。

なお、本編では、子どものことばの発達や各年代ごとに起こりやすい問題などをより詳しくご説明していますので、ぜひお手に取ってみてください。

令和3年2月　　公益財団法人新潟県国際交流協会

目次

1. 移動する子どもたちのために
（1）保護者の役割 …… 3
（2）子どものことばについて …… 4
（3）生活言語と学習言語 …… 5
（4）子どもの適応 …… 6

2. 日本での教育について
（1）日本の学校の仕組み …… 7
（2）幼稚園、保育園、認定こども園 …… 7
（3）小学校 …… 8
（4）中学校 …… 9
（5）公立小中学校へ行かない場合 …… 10
（6）高校入試について …… 11
（7）高校 …… 12
（8）16歳以上での来日について …… 13

3. 地域でより楽しく生きる
（1）地域の国際交流協会・ボランティア日本語教室を尋ねてみよう …… 14
（2）できれば引っ越しは学校を決めてから …… 15
（3）災害に備える …… 16
（4）「市民」としてアンテナを広げよう …… 16
（5）困ったときは外国人相談センター新潟を利用してください！ …… 17
（6）そのほかの連絡先 …… 18

1 移動する子どもたちのために

（1）保護者の役割

慣れない外国での生活は、大人でも大変です。多くの場合、子どもにとっては、慣れ親しんだ環境や友だちから離れ、新しい生活を送ることに不安を感じてしまうものです。親が第一にすべきことは、子どもの不安感や喪失感の原因が、子ども自身の問題でおこったことではなく、あくまで大人の都合で生じたことだと自覚することだと思います。もちろん、子どものためにより良い環境を、と考えて日本に来ることを選択した人もいると思います。子どもは、親と一緒に暮らしたほうが幸せだという考えもあるでしょう。しかし、親の目で見た「より良い環境」を、子どもが同じレベルで理解できるとは限りません。国内で学校が変わるだけでも子どもにはストレスになるのに、外国へ、しかも言葉も通じないところへ行かなければならない、ということがどんなに大変なことか、十分理解してほしいと思います。

子どもの適応能力は、たいてい大人より高いので、家庭で子どもが安心できる環境を作って、日本での苦労に対するねぎらいの言葉をたくさんかけてあげると、より早く日本の生活に慣れるでしょう。「わたしも大変だから一緒にがんばろうね」とか、「あなたのほうが若い分、覚えるのがきっと早いから、ぜひ、教えてね」などの励ましを心がけましょう。

また、母語（幼い時から自然に使っていることば）を忘れないように、母国からできるだけたくさん本を持ってきてください。特に学校で使っていた教科書や参考書を持って来れば、日本語で授業を理解できるようになるまでの勉強の助けになるでしょう。

（2）子どものことばについて

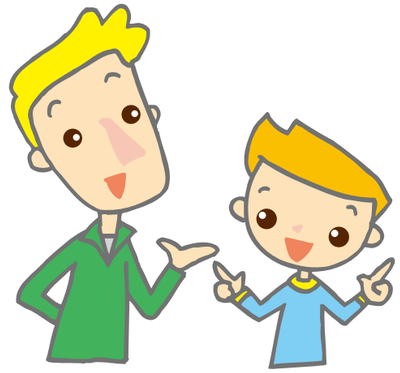

意外に思われるかもしれませんが、日本語を覚えるために母語を使わせないようにすることは、逆効果です。特に小学校低学年のお子さんは、まだ十分に母語が完成していませんから、将来、日本語で勉強していくためにも、十分に母語に触れて、たくさんの言葉や概念を覚える必要があります。第2言語の発達は、母語の発達の上に成り立っています。母語が確立すれば、第2言語の発達も促進されますから、お父さんとは日本語で、お母さんとは母語でというように、両方の言語でコミュニケーションが取れるようにしておくとよいでしょう。また、2つ以上の言語を同時に覚えていく場合には時間もかかりますので、言葉の習得が遅れるのは仕方のないことです。

また、日本人は自分と違う発音を聞いて、笑うことがあります。多くの場合、笑った方に悪気はなく、意外な違いが面白くて笑うのです。しかし、笑われた方にとっては、とても嫌な気持ちになります。事前に学校の先生に、他の子どもたちへ一言注意してもらえるよう話してみるのもいいでしょう。また、親は、最初から悪意があると決めつけてしまう前に、まずは、お子さんの心の傷をフォローしてあげてください。お子さんが日本語を話そうと頑張っていたことをほめて、「それなのに、笑うなんてひどいよね」と共感を示した上で、「でも、笑う人だけではなく、あなたが日本語を話そうとしてうれしいと思っている人もいるよ」と伝えてほしいと思います。そして、言葉を笑われたのは、決して馬鹿にされたわけではないと説明してあげてください。その一方で、子どもの前で、先生にしっかりと、子どもが嫌な思いをしたことを伝えるのもいいでしょう。親はいつも自分の味方で、ちゃんとフォローしてくれている、ということが子どもに分かることが大事です。

また、上手に話せるようになるまでは、じっと黙って聞いているだけの用心深いお子さんもいます。仲のいい友だちがいるところでだけ日本語で話すようになり、次第にどこでも誰とでも話すようになっていくでしょう。

（3）生活言語と学習言語

小学校くらいまでの子どもは、大人が外国語を勉強するような方法でなくても、毎日その言葉が話されている環境で、その言語をたくさん聞いているうちに、自然にその言葉を覚えることができる、と言えると思いますが、それは日常的な場面での会話（話す、聞く）に限られます。このようにして覚えた言葉を「生活言語」と言います。「生活言語」は、外国語を勉強するときの、初級のテキストで勉強する文法や語彙だけでできる日常会話レベルの言葉と大体同じだと言えるでしょう。

一方、読み書きは、自然に身に付くことはほとんどありません。それに、文字を読むことができるからと言って、どんな難しい本でも読むことができる人は、大人でもそう多くないでしょう。学校の各教科の勉強をしたり、正式な書類を作ったり、論理的な話し合いをしたりするのに必要な言葉を「学習言語」と言います。

母語の場合は、学校の「国語」の時間を中心に、様々な分野の文章を読んだり、テーマごとに自分で文を書いたりして「学習言語」を学んでいきます。他の教科も「学習言語」の語彙を増やしたり、論理的な文章に触れることで、「学習言語」の習得に重要な役割を果たしています。

外国語の場合、大人は子どもに比べ、すでに母語で「学習言語」を習得している人が多いので、外国語の文法がある程度わかり、文字が読めて、辞書があれば、短期間で外国語の「学習言語」を使いこなせるようになる人もいます。ところが、子どもは、母語でも「学習言語」を完全に習得しているとは限りませんから、外国語の「学習言語」を身に付けるのは、とても大変なのです。だから、その国の言葉で会話できても、学校の勉強全般が不得意な子もいるのです。実際、「勉強がわからない」という子どもの多くは、「勉強の時に使われる言葉の意味がわからない」、「意味のわからない言葉が多すぎて、先生の言っていることや、教科書に書いてあることの内容が理解できない」という子も多いのです。つまり「学習言語」が不足しているというケースもある、ということです。ご自分のお子さんにあった教育方法で「学習言語」を学ぶことが重要です。

（4）子どもの適応

子どもが地域社会に適応していくには、親や学校の先生以外にも多くの人とのあたたかい人間関係が必要です。近所の人に親も積極的にあいさつしたり、子どもの友だちを家に呼ぶなどして、地域の人とのつながりを持つことをおすすめします。多くの地域では「町内会」や「子ども会」があるので、遠足などの楽しい行事だけでなく、通学路の掃除などの行事に参加して、近所の人を知るのもいいでしょう。町内会や自治会がない地域でも、公民館などに行くと、ボランティアの運営する日本語教室や、同じ国出身者のサークルや、趣味のサークルがあるので、参加すると友だちもできるし、地域の様々なイベントや学校の情報などを聞くことができます。

親がその地域で前向きに生きていこうという気持ちや姿勢を見せることで、子どももより積極的に日本で新しい友だちを作ろうとするでしょう。運動会や文化祭などの大きな学校行事にも参加できるといいですね。

決して「日本人」になる必要はありません。お子さんには、両方の文化を身に付けてもらえるように、出身国のことを嫌いにならないよう、自分のルーツに誇りが持てるように、大人は積極的に働きかけるようにしましょう。

2 日本での教育について

(1) 日本の学校の仕組み

日本の教育制度は基本的に、小学校6年、中学校3年、高等学校(高校)3年、大学4年(短期大学などは2年)です。このうち、小学校と中学校は、義務教育としてすべての子どもたちが入学して卒業しなければなりません。義務教育は、日本の国民に対しての義務ですが、日本に住んでいる満6歳から15歳の外国籍の子どもは、国籍に関係なく希望すれば日本人と同じ費用負担で小学校や中学校に入学・編入できます。また、義務教育ではありませんが、日本では多くの子どもが小学校に入る前に、幼稚園、保育園、認定こども園などに通っています。

日本の学校は、ほとんどが4月に始まって翌年の3月までが1つの学年です。この4月から始まる1年を「年度」といいます。

学校の授業は、基本的には月曜日から金曜日まで、朝から午後まであります。原則、途中で許可なく学校の外に出ることはできません。

(2) 幼稚園、保育園、認定こども園

幼稚園、保育園、認定こども園では、集団で生活するために必要なことや、季節の行事など日本の文化や習慣が学べます。また、同年代の子どもと遊ぶことで日本語を楽しみながら早く覚えられます。日常の子どもへの指示や親との連絡は、原則として日本語で行われます。義務教育ではありませんが、日本では多くの子どもが小学校に入る前に通っています。

保育園や認定こども園は、両親が仕事や病気などで子どもの世話ができない場合に、小学校に入る前の子どもを朝から夕方まで預けて世話をしてもらうことができます。生後2ヶ月から入園できるところもあります。ただし、入園するのに条件があり、いろいろな書類が必要です。また、料金は、保護者の収入によって違いますから、手続きのときに聞いてください。

幼稚園は、小学校に入学する前の2〜3年間、通います。朝からお昼過ぎまで幼稚園で過ごします。送り迎えのバスがある幼稚園もあります。幼児教育を行う施設なので、幼稚園ごとに教育内容も料金も違っています。公立も私立もあります。

私立の幼稚園や保育園、認定こども園はキリスト教の教会や仏教のお寺が経営しているところもあります。入園前に見学に行き、どのような宗教的な行事があるかなど確認しましょう。

(3) 小学校

小学校に入学できるのは、入学する年の4月2日から翌年の4月1日までに、7歳の誕生日が来る子どもです。入学する前の年に、住んでいる市町村の役所から、入学の手続きに関する手紙が届きます。手続きの方法は日本語で書いてありますが、分からない場合は、日本語が読める人に見てもらいましょう。また、住んでいる市町村の教育委員会に問い合わせてもいいです。もし、子どもが入学する前の年の終わりまでに入学案内が来なければ、住んでいる市町村の教育委員会へ問い合わせてください。公立小学校は、ほとんどの場合、住所によって行く学校が決まっています。特別な事情で違う地域の小学校へ通いたいとき(越境入学と言います)は、住んでいる市町村、行きたい小学校のある市町村の教育委員会に相談します。ただ、違う地域の学校に通わせることにはリスクもありますので、よく考えて決めましょう。義務教育は無償ですが、教科書以外の教材費や給食費などは保護者がお金を払います。また、遠足や修学旅行などにもお金がかかります。入学前に、学校で決められた体育の服(体操着・体育着)や靴、帽子を買わなければならないところもあります。一定の所得以内であれば、就学援助も受けられますので、学校の先生に聞いてみてください。

誰がどこのクラスに入るか、どの先生が担任になるかは、学校が決めます。お子さんになんらかの障害があり、特別なサポートが必要な場合には、「特別支援クラス」なども用意されていますので、住んでいる市町村の教育委員会へ行って相談してください。

小学校は6年間あります。現在、日本の公立小学校で留年することはほぼありません。飛び級(1年生から3年生になったり、4年生から6年生になったりすること)もできません。ただし、日本語がわからない場合、年齢より下の学年から始めることはできますので、編入する前に、住んでいる市町村の教育委員会へ行って相談してください。

- ●PTA(Parent-Teacher Association)という任意加入の保護者の組織があるところが多く、子どもが学校生活を充実した楽しいものにできるよう、親がいろいろな手伝いをボランティアで行います。
- ●ほとんどの学校で給食があります。食べ物のアレルギーや、宗教上の理由で給食が食べられない子どもは、メニュー(献立表)をみて、家からお弁当を持っていくことがあります。
- ●ほぼ毎日、学校の掃除の時間があります。
- ●体育の授業の前に体操着に着替えます。特に低学年では教室で着替えることも多いので、別の部屋を使いたいときは、先生に相談します。

（4）中学校

中学校へ入学できるのは、その年の4月2日から翌年の4月1日までに13歳の誕生日が来る子どもです。自分が住んでいる地域の決められた市町村立の中学校に入るときは、試験はありません。ただし、一部、入学試験を受けて合格した人だけが入る中学校もあります。中学校も義務教育ですが、教科書以外の教材や問題集、高校受験のための模擬試験（実力テスト）代、遠足や修学旅行などはお金がかかります。また、入学前には制服やかばん、体操着などを買わなければなりません。一定の所得以内であれば、就学援助も受けられますので、学校の先生に聞いてください。このほかに、部活動に参加する場合は、ユニフォーム代、道具代などが、別にかかります。

中学校では勉強も難しくなりますし、3年後の高校受験に向けて、しっかり勉強しなければなりません。母国で勉強がよくできていたお子さんでも、日本語ができなければ、日本の学校のテストでは思うような成績が取れず、お子さんの自尊心が大変傷つきます。分からない言語で、まだ習っていないことを学習するのは、本当に大変なことなので、配慮が必要です。

外国から来たお子さんについては、学校のある市町村の教育委員会に相談して、学年を下げて、小学校6年生に入ることも可能です。何年生に入るかは、お子さんとも十分話し合い、また、経験のある人に相談するなどして、よく考えて決めてください。

中学校では、各学期に2回の定期試験（中間試験、期末試験）があります。各教科の成績は、授業中の学習意欲（授業中の態度や提出物をきちんと出しているかどうかなど）、小テスト、定期試験の点数などで総合的に決まります。そして学期末に渡される「通知表」の成績をもとに、「調査書」が作られます。高校の入学試験では、生徒は通常の筆記試験や面接を受けますが、さらに、この「調査書」が評価の対象になります。特に、高校進学を考えている場合は、試験期間中は休まずに、できる教科だけでも試験を受けましょう。また、読めないけれど、口頭でなら答えられそうな場合は、別室で問題を読み上げてもらったり、漢字にフリガナを付けてもらったりできないか、先生と相談してみましょう。

●放課後に部活動があります。塾へ通う生徒も多くなります。

●教科ごとに先生が変わり、勉強の量も増えて難しくなります。

●制服や校則（学校の規則）があります。宗教上どうしても着なければならないものや刺青などがある場合、学校とどうしたらいいか、よく相談してください。

●給食がある学校とお弁当を持っていく学校があります。

（5）公立小中学校へ行かない場合

日本では、小学校6年間と中学校3年間が義務教育ですが、他の国でも10年程度の教育が親の義務として課されているところが多いでしょう。また、国際的にも、子どもには教育を受ける権利があると考えられています。ですから、どこにいても、親は子どもに、自分の国の義務教育で学ぶ程度の内容の教育は、受けさせるべきでしょう。もし学校に行かせないなら、親が教えたり、家庭教師を雇うなどして、家できちんと教育しなければなりません。

日本ではほとんどの子どもが学校へ行くので、大人になってから学校に全く通った経験がない、ということでコンプレックスを感じることもあるかもしれません。一方、残念ながらいじめなどの様々な問題から不登校になってしまう児童生徒もいます。学校が苦痛なら、勉強どころではないですから、無理に行かせる必要はないのですが、どんなかたちでも勉強は続けられるように環境を整えましょう。

家庭で教育するのであれば、日本語の学習は第2言語（外国語）として日常会話や文字の読み書きなどを勉強し、他の教科は母国から子どもの年齢や学力にあった教材を取り寄せたり、インターネットを使ったりして勉強させましょう。

家庭での学習だけでなく、同年代の子どもと交流する機会も重要です。日本語ができなくても、公立小中学校では、その学区の子どもを受け入れています。毎日通えなくても、学校と相談して、週に1回だけ登校したり、教室には入らないで、別室で勉強したりすることができる場合もありますので、学校や教育委員会で相談してみてください。

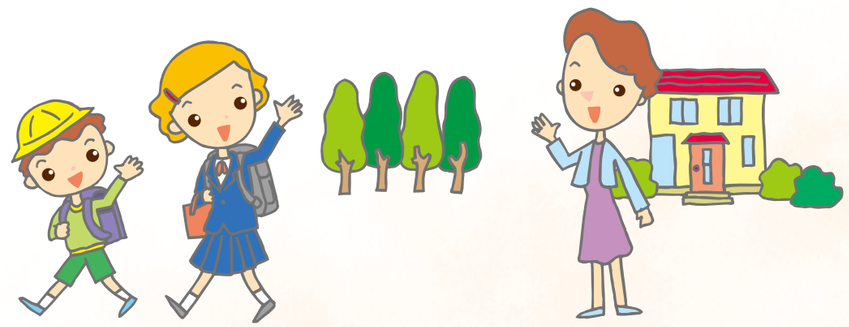

（6）高校入試について

日本では、中学校を卒業した後、高校に進学する生徒が約98%です。公立高校（県がつくった学校＝県立と、市がつくった学校＝市立があります）の入学試験は、ほとんどの場合、国語（現代日本語の読解や漢字以外にも古文もあります）、英語、数学、理科、社会の5教科の試験があります。原則として、複数の公立高校を受験することはできません（1次試験で受験者が少なかった公立高校が2次募集をする場合は、他にどこの高校にも合格していない人は受験できます。ただし、希望の公立高校が2次募集するとは限りません）。

日本語での日常会話に問題がなくても、国語や社会の入学試験の問題文は、日本語の新聞が読めるくらいの日本語力がないと理解できません。また日本語で書かなければならない記述式の問題もあります。入試では辞書は使えません。英語の試験でも、問題文自体が日本語で書かれていますし、英語を日本語に訳す問題もあるので、日本語がわからないと、たとえ英語圏の出身者でも満点をとるのは難しいでしょう。

新潟県の公立高校では、原則、来日または帰国後2年以内の生徒は、数学と、英語と、日本語の作文と、面接で試験が受けられる制度（「海外帰国生徒等特別選抜」）があります。この試験を受ける場合は、事前に中学校の先生に相談する必要があります。

新潟県内の中学校に行っていない場合は、後ろの新潟県教育庁高等学校教育課に相談してください。

私立高校は、学校ごとに特色のある試験をします。国語、数学、英語の3教科と面接の試験をする学校が多いです。中学校からの書類（「調査書」）と面接だけ、あるいは、面接と作文だけで合否を決める学校や、他の高校を受験しないことを条件（「専願」とか「単願」と呼ばれます）に、優先的に合格できる仕組みのある高校もあります。スポーツなどで優れた成績をとった生徒を優先的に合格させる高校もあります。学費は、学校ごとに様々ですが、一般的に公立高校より高いです。

（7）高校

日本の高校は義務教育ではありませんが、ほとんどの人が高校へ進学しています。中学を卒業しただけでは正社員として就職するのはとても難しく、たとえ就職しても給料が安いことが多いからです。将来、大学や専門学校に進みたい人には、日本の高校でなくても、母国の高校でもいいので、とにかく高校は卒業する（12年間の教育を終える）ことをおすすめします。

現在、新潟県の高校では日本語指導などのサポートはほとんどなく、他の日本人生徒と同じように定期試験を受け、合格点が取れなければ留年、さらに態度が悪かったり、学校のルールを守らなければ、退学になることもあります。入学しても卒業できなければ、専門学校や大学など上級学校への進学は難しくなります。

高校には普通科（中学校と同じような教科を勉強します）のほかにも、専門の仕事につながる技術や知識を学ぶためのいろいろな科があります。総合高校といって、様々な科目を自分で選んで時間割を組み立てて勉強できる総合学科のある高校もあります。

高校には、月曜から金曜まで毎日朝8時ごろから夕方4時ごろまで授業がある全日制、午前中だけ、夕方や夜から、というように、仕事をしながら通える定時制があります。定時制の高校は、1日の授業時間が少ないので、卒業まで3年以上かかる場合もあります。さらに、通信制や単位制など、自分のペースで3年以上かけて、必要な科目を少しずつ勉強しながら高校卒業資格を取れる高校もあります。

高校から別の高校へ転入するときは、転編入学試験を受けます。公立高校の場合は、実施しているかどうか、いつ実施しているか、試験科目は何か、など詳しいことは、新しく住む都道府県の教育委員会に問い合わせてください。また私立高校はそれぞれの高校に問い合わせてください。

外国から日本の高校や教育委員会に連絡するのは難しいかもしれません。日本にいる知り合いに調べてもらってもいいでしょう。通学にどれくらい時間と費用がかかるかなども含めて、十分に情報を集めたほうがいいです。インターナショナルスクールは、学費も高いですし、地方都市にはありません。民族学校も限られた都市にしかありません。住む場所が決まっているなら、その都道府県の教育委員会に、大体の住所を伝えて、どんな高校があり、どんな手続きで転入できるか質問してください。

●高校では、日本語指導などのサポートがある学校はとても少ないです。

●全日制、定時制、通信制などの高校があります。

●留年や退学になる場合があります。

(8) 16歳以上での来日について

母国の高校を途中でやめて来日したり、母国の中学校(9年生または10年生)を卒業したあと、高校に入らないで16,17歳で来日するケースがありますが、いずれも日本に来た後、すぐ学校に行くことがとても難しいです。母国の高校を途中でやめてから日本の高校に転入するには、日本語での転入試験を受けるか、転入試験がない場合は、1月から3月に行われる高校入学試験を受けて合格する(この場合はもう一度、高校1年生(10年生)から始めます)までは、どこの高校にも行けません。また、母国で中学校を卒業していると、原則として日本の中学校には入れませんから、やはり高校入学試験を受けて合格するまでは、どこの学校にも所属できません。そのような場合は、学校には通わず、高校の入学試験に合格できるようボランティアの日本語教室や学習サークルなどに参加して、準備するといいでしょう。入学試験まで、日本語学校やオンラインの日本語講座を自宅で受講して、日本語を学習するという方法もあります。来日してから高校の入学試験を受けるまでの期間が短い場合は、母国でできるだけ十分に日本語の勉強をしておくことと、中学校で習う数学と英語をしっかり学習してくることが必要です。

母国である程度いい成績を取っているお子さんなら、母国の高校を卒業してから、日本の大学や専門学校に留学生として入学し、留学ビザで来日する方法もあります。大学に入学する際にも試験がありますが、日本人が受ける試験とは別の、留学生や帰国子女(海外で育った日本人)を対象にした試験があり、留学生向けのコースがある学校もあります。

どちらにしても、来日することが決まっているなら、来日する前に日本語の勉強を進め、少なくとも「ひらがな」と「カタカナ」は読み書きできるようにしてくるといいでしょう。「将来、母国へ帰って大学に行きたい」という場合も、どこかの国の高校卒業資格(たいていの場合12年間の教育を終えている証明)がないと難しくなります。

3 地域でより楽しく生きる

(1) 地域の国際交流協会・ボランティア日本語教室を尋ねてみよう

多くの自治体には「国際交流協会」があります。外国から来た人とその町に住んでいる人をつなぐところといえます。地域の日本語教室についての情報を持っていたり、外国につながる子どもたちのための進路ガイダンスを開催しているところもあります。日本での生活についての相談も気軽にできます。一番近い国際交流協会に行って、いろいろ聞いてみましょう。

もし近くに日本語教室があったら、連絡をしてから、見学に行きましょう。ボランティアの運営する教室ですから、曜日や場所が変わることがあります。また、事前に連絡しておくことで、準備をしておいてもらえます。

地域の国際交流のイベントなどにも是非、積極的に参加してみてください。日本人だけではなく、他の国から来た人にも会うことができるかもしれません。

（2）できれば引っ越しは学校を決めてから

日本のどこに住むか、これから決められるのであれば、お子さんの学校をどうするかをよく考えてから決めましょう。

何を優先するかは、もちろん個人の自由ですが、新潟県の場合、東京や大阪など大都市ほど交通の便がよくない上に、冬は雪が降るので、さらに移動が難しくなります。学校は大雪や台風以外、冬でも普通にありますので、なるべくお子さんが学校に通いやすい所を選んだ方が良いでしょう。

人口が少ない地域では、一つの学校に10人前後しか子どもがいないところもあり、その場合は、1クラスでいくつかの学年が一緒に勉強することがあります（複式学級といいます）。習い事をしたくても、近くにそのような教室や学校がない場合もあります。逆に都市部で、児童、生徒数がとても多く、運動会などで保護者が学校へ行くと、グラウンドが満員で子どもを見つけるのが大変だ、という学校もありますし、勉強の競争が激しい学校や校則が厳しい学校もあります。

日本では、教育内容は文部科学省が決めていて、教科書も同じ自治体なら、同じ教科書を使っていますから、小さい学校でも大きい学校でも学ぶべきことは同じです。教員も何年かごとに他の学校へ異動していきます。

環境が違えば、子どもの生活スタイルも変わってきます。放課後、塾へ行くのが当たり前と考えられている地域もあれば、外で友だちと遊ぶのが普通と考える地域もあるでしょう。また、学年によってもそのスタイルは変わってきます。低学年なら安全に遊べるかどうかが重要なポイントでしょうし、中学生なら、高校進学のことも視野にいれて考えなければならないでしょう。

公立小中学校の場合、住む住所によって通う学校が決まりますから、いくつかの学校を見てお子さんに合いそうな雰囲気の学校に通える住所を調べて、その地域で住む場所を選ぶようにすることをおすすめします。

（3）災害に備える

日本は、地震が多い国です。ときどき、家が壊れるような大きな地震が起きます。また、地震の後には、津波がくることもあります。

日本の学校では、1年に何回か、避難訓練があります。学校にいる間に地震や火事などが起きたときに逃げる練習をする大切な行事ですので、子どもさんにはまじめに取り組むように伝えてください。その他、誰でも参加できる地域の防災訓練なども行われていますので、家族で積極的に参加しましょう。

（4）「市民」としてアンテナを広げよう

外国から来たといっても、住んでいるそれぞれの場所で、「大人」は、社会を作る一人の「市民」です。仕事や子育てを通じて、積極的に社会参加しましょう。意見が異なる人とぶつかることもあるかもしれませんが、話し合うことで、溝は埋められます。また、たとえ異なった意見の人がいても、それが豊かな多様性のある社会である証拠です。職場や家庭だけにとどまらず、広くいろいろな集まりに参加して、いろいろな人と出会い、自分の新たな可能性を見つけられるといいですね。いろいろな人に出会うことで、様々な情報を手に入れることができます。自分の世界をどんどん広げ、視野を広げましょう。

現在、外国籍の人には、選挙権、被選挙権がなく、公務員など就けない職種もありますが、納税者であり、住民であることには変わりありません。住んでいる地域の自治活動には、積極的に参加できます。どんどん参加して、自分たちの住んでいる町をより良くしていきましょう。

（5）困ったときは外国人相談センター新潟を利用してください！

新潟県が運営している「外国人相談センター新潟」では、様々な相談に無料で対応しています。7言語の通訳がいるほか、通訳アプリなどを使って、合計74言語で対応することができます。一人で悩まず、気軽に問い合わせてみてください。

●相談内容:在留資格、仕事、教育、医療、福祉など生活全般の相談や情報提供。

※公文書の翻訳や個人的・営利目的の通訳翻訳、通訳派遣は行っていません。

●相談方法:来所、電話、Eメール　※予約不要、相談無料（通話料がかかります。）

住所　新潟市中央区万代島5−1　万代島ビル2階

電話　025−241-1881　メール　nia10@niigata-ia.or.jp

●窓口開設時間:月曜～金曜　10:00～17:00　（相談受付は16:30まで）

●各言語の通訳可能時間

	月	火	水	木	金
日本語	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00
中国語			10:00～17:00		
英語	10:00～14:00			10:00～14:00	10:00～17:00
フィリピノ語	10:00～14:00				
タイ語		10:00～17:00			
ベトナム語		10:00～16:00			
スペイン語				10:00～14:00	
ポルトガル語				10:00～14:00	
その他の言語	10:00～17:00　通訳ソフトなどでの対応となります。				

●専門相談　それぞれの分野の専門家が、直接相談に応じます。

教育相談:毎週火曜日10:00～17:00（日本語、中国語、タイ語、ベトナム語・英語）

行政書士相談:毎月第4水曜日10:00～17:00（日本語、中国語）

入管手続相談:毎月第2火曜日13:00～17:00（日本語、タイ語、ベトナム語）

法律相談:毎奇数月第3木曜日13:00～17:00（日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語）

※予定が変更になる場合があります。

Face book

（6）そのほかの連絡先

◆新潟県の公立小・中学校に関することは、各市町村教育委員会に直接聞いてください。

◆県立高等学校に関すること

新潟県教育庁高等学校教育課

Niigata Prefecture Bureau of Education, High School Education Division

TEL:025-280-5611　FAX:025-285-7998

◆私立高等学校に関することは、各学校に直接聞いてください。

◆日本語教室の情報などは地域の国際交流協会に聞いてみましょう。

●（公財）新潟市国際交流協会

Niigata City International. Exchange Foundation

TEL:025-225-2727

●（公財）柏崎地域国際化協会

Kashiwazaki Area International Association

TEL:0257-32-1477

●長岡市国際交流センター「地球広場」

Nagaoka International. Affairs Center's “Chikyu Hiroba”

TEL:0258-39-2714

●（公社）上越国際交流協会

Joetsu International Network

TEL:025-527-3615

公益財団法人新潟県国際交流協会

〒950-0078
新潟市中央区万代島5ー1　万代島ビル2階
TEL:025-290-5650
FAX:025-249-8122
E-mail:nia21c@niigata-ia.or.jp
URL:https://www.niigata-ia.or.jp

このハンドブックは、一般財団法人自治体国際化協会・
公益財団法人新潟県市町村振興協会の助成事業により作成されました。